

議第3号

再審法改正に向けた速やかな議論を求める意見書

上記意見書を関係行政庁へ提出したいので、地方自治法第99条及び京丹後市議会会議規則第14条第2項の規定により、別記のとおり提出する。

京丹後市議会議長 中野勝友様

令和6年7月11日提出

提出者 京丹後市議会 議会運営委員会委員長 谷津伸幸

提案理由

人権擁護の理念に基づき、誤判により有罪の判決を受けたえん罪被害者を迅速に救済するため。

(別記)

再審法改正に向けた速やかな議論を求める意見書

えん罪は、人の人生を大きく狂わせる国家による重大な人権侵害である。我が国では、刑事訴訟法等により、えん罪の発生を防止するための制度を設けてきた。しかし、裁判が人の手で行われるものである以上、誤判の可能性を完全に払拭できない。そのため、誤判によって生じたえん罪被害者は迅速に救済されなければならない。

しかしながら、現在の再審制度では、再審開始が認められるケースは少なく、えん罪被害者の救済は容易ではない。その原因として、再審に関する法制度の不備が指摘されている。

その中でも特に重要な課題として、①再審請求手続きにおいて証拠開示規定が存在しないこと、②再審開始決定に対する検察官の不服申立てにより審理が長期化すること、③再審請求手続きにおける手続き規定が整備されておらず、請求人の手続保障が十分なされていないことの3点があげられている。

このうち、再審請求手続きにおける証拠開示については、その問題点が指摘され、国は検討するとしているにもかかわらず、今なお制度化は実現していない。

検察官の不服申立については、再審開始決定後も審理が長期化することとなり、えん罪被害者救済の遅延が指摘されている。検察官は、再審公判において主張の機会が保障されており、禁止しても不都合はないとの見解もある。

現行の再審法では、手続き規定が不足しており、裁判所の裁量に委ねられている部分が多いため、審理の進め方にばらつきが生じ、迅速かつ公平な審理が妨げられる可能性がある。

こうした中、再審やえん罪被害に対する社会の関心も高まりを見せ、各地の地方議会において再審法改正を求める意見書が採択されている状況にある。

については、国において、えん罪被害者を迅速に救済するため、以下の事項について、再審法改正に向けた議論を速やかに行うよ

う強く求める。

1. 再審請求手続きにおける証拠開示の法制化
2. 再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止
3. 再審請求手続きにおける手続き規定の整備

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年 月 日

様

京都府 京丹後市議会